

お客様各位

2024年5月20日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

掲題につきまして、当社では「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、仕事と子育ての両立支援、および全ての従業員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるよう「行動計画」を策定しております。

今般、前回の第7期「行動計画」（2021年4月1日～2024年3月31日）に引き続き、第8期「行動計画」（2024年4月1日～2027年3月31日）を下記のとおり策定いたしました。

今後、この行動計画に沿って、諸施策を実施してまいります。

FLCS 株式会社

行 動 計 画

社員の仕事と子育ての両立を引き続き支援すると共に、働き方改革に前向きに取り組むことで、社員全員が、自らの強みを活かしながら、心身共に健康に働くことができるよう、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2027年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 女性従業員の幹部社員登用の推進、幹部社員に占める女性割合増加を目指す

<対策>

教育を充実させ、個々のレベルアップを図る

幹部社員としても柔軟に働ける環境づくりを推進する

目標2 仕事と育児の両立支援に関する制度運用のさらなる充実、一層の利用促進

<対策>

不妊治療に関する制度の周知を実施

幹部社員に対し、育児関連制度の利用や理解の場を提供
積立休暇の利用目的拡大、男性の取得推進

目標 3 月平均時間外労働について 40 時間以下を維持する

<対策>

IT 活用による生産性の向上

以 上